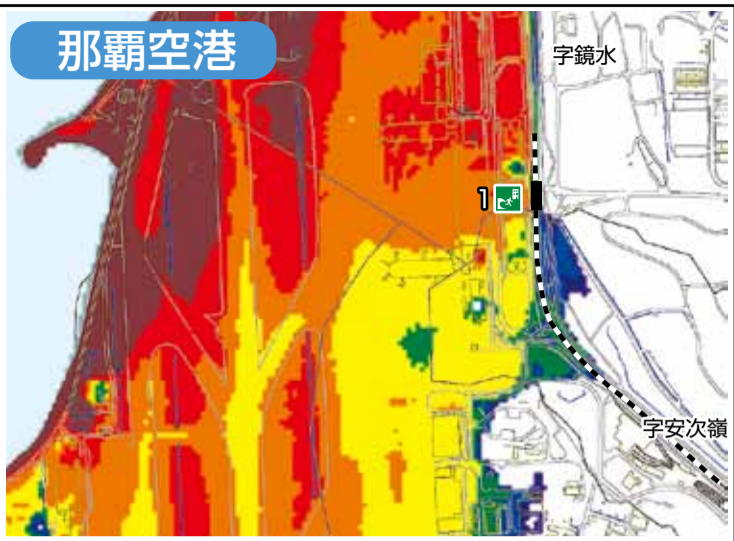


那覇市 津波浸水想定マップ

市民の友12月号(6・7面)に掲載しました「津波浸水想定マップ」のうち、掲載出来なかった那覇空港、具志地域を追加でご案内いたします。その他の地域については、市ホームページに掲載する「市民の友12月号より」をご覧ください。



凡例

- 津波緊急一時避難施設 (津波に対する安全な避難場所(津波避難ビル)を示す。)
- 公園
- 学校
- 防災行政無線
- 警察署・交番

津波緊急一時避難施設

施設名称	所在地	収容人数
1 ゆいレール那覇空港駅	字鏡水938-5	208
2 スカイレーン	字具志875	3,721
3 スカイスポーツ	字具志885	2,522



津波緊急一時避難施設の使用について：大津波警報が発令されたときから、当該警報が解除され浸水が解消し他の災害避難場所へ安全に移動できるまでの間です。

津波浸水予想図

津波の高さ	分類	とるべき行動
0.5m未満	注意報 津波	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。
0.5m以上～1.0m未満		
1.0m以上～2.0m未満	警報 津波	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
2.0m以上～3.0m未満		
3.0m以上～4.0m未満		
4.0m以上～5.0m未満	大津波警報	
5.0m以上		

松山公園連携施設の愛称募集

現在、福州園隣に建設中の公園施設について愛称を募集します。琉球の歴史に触れる展示室や福州園を眺めるレストラン、イベント広場など、公園利用者をはじめ観光客を含めた多くの方が、楽しみ・憩えるような施設となります。

【応募資格】 県在住・在勤または在学の方 **【募集期間】** 3月18日(水)まで

【応募用紙】 ホームページからダウンロードまたは花とみどり課窓口にて配布

【提出方法】 郵送・FAX・電子メールまたは窓口へ提出。

【郵送】 那覇市泉崎1-1-1 花とみどり課 **【FAX】** 951-3226

【Eメール】 b-park001@neo.city.naha.okinawa.jp

選考結果は、ホームページにて公表します。※くわしくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/hanamidori/>

お問い合わせ 花とみどり課 ☎951-3225

環境トピック やめようポイ捨て!!

1 市内の不法投棄

市には不法投棄ごみやごみ置き場に関する苦情・要望が毎日寄せられ、平成26年中は1,374件にものぼっています。不法投棄されやすい所は、①人目につかず管理が行き届いていない所 ②手入れされず草木が伸び放題の空き地 ③いづもごみがあるごみ置き場、があげられ、適切に管理することが求められます。

市では、苦情などに対して聞き取りをして違法な投棄者に指導するとともに、投棄ごみへの警告ビラ

市内公園近くの歩行者道路。ごみのごみを呼ぶように増え、ごみの山になってしまいました。

ラの貼付、ごみ置き場の場所変更や啓発看板の設置などで改善に取り組んでいます。

2 ポイ捨てごみ

不法投棄のなかでポイ捨てされるごみは、主に「飲み物の缶・プラスチック容器」「たばこの吸い殻」「お菓子の袋」などです。これらは不法投棄されやすい場所のほか、歩道、路地、公園や花壇、電柱下、植栽内などのものがけに捨てられ、街の景観を損なっています。

ポイ捨てごみは、主に道路沿いの店舗や事業所の人たちが、通り会、自治会、ボランティア団体により清掃され、街並みはきれいになります。が、しばらくするとまた散乱するのが現状です。

通り会や自治会のみなさんが、簡単にポイ捨てされない様に定期的なごみ拾いで街をきれいにしていきます。

3 ごみ用マナーグッズを持つ

市は通り会、自治会、ボランティアなどによる「地域清掃」活動を支援しており、ポイ捨てなどの集められたごみを、収集車を出して市の処理施設へ運んでいます。また、飲料自動販売機の缶・プラスチック容器の散乱には条例により、自動販売機へ空き缶回収ボックスを設置するよう事業者へ指導を行なっています。

市の「地域清掃」支援の受付件数は平成26年中で991件(台風ごみを含む)となっており、多くの人員と費用を要しています。外出するときはごみ用マナーグッズとして「持ち帰り用ごみ袋」「携帯灰皿」をもち、ごみを他者まかせでなく自ら処理することが求められています。

より美しいまちづくりのため、ポイ捨てはやめましょう。

*「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例」第3条 市民等は家庭外において自ら生じたごみを持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならぬ。

お問い合わせ クリーン推進課 ☎8889・3567